学校納金・各種制度について

1　学校納金（月額）　授業料　43,000 円　　諸費　11,000 円　　合計　54,000 円

※ 入学者は全員 ICT 教育機器購入・通信等経費が別途月額 4,500 円（令和 8 年度実績）程度必要になります。

2　時任学園奨学生制度

奨学生の種類			対象者の条件	入学金 100,000 円	学園奨学金支給上限額（月額）
A奨学生	文理A		普通科文理コースに入学する生徒（一般入試・推薦入試）	0 円（全額免除）	15,900 円（諸費を含む）
	学力・スポーツA		学力・スポーツ等で特に優秀と認定された生徒（文理コース以外の入学者）		
	推薦A	英数	普通科英数コースの推薦入試に合格した生徒		
		特進ビジネス	商業科特進ビジネスコースの推薦入試に合格した生徒		
B奨学生	文理B		普通科文理コースに入学する生徒（一般入試）	50,000 円（半額免除）	4,900 円
	学力・スポーツB		学力・スポーツ等で優秀と認定された生徒（文理コース以外の入学者）		
	推薦B	未来創造	普通科未来創造コースの推薦入試に合格した生徒		
		資格キャリア	商業科資格キャリアコースの推薦入試に合格した生徒		
		工業科	工業科の推薦入試に合格した生徒		
C奨学生	父母・兄姉本校卒業生		父母または兄姉が本校の卒業生である生徒（入学手続き時に申出が必要）		
兄姉または双生児等在学奨学生			兄姉が本校に在学している生徒(兄姉卒業までの弟妹)		
			双生児等で本校に在学する生徒（双生児等の弟妹）		
特別奨学生			生活保護世帯の生徒（入学手続き時に「生活保護受給証明書」の提出が必要）		

※１　上記奨学生に決定（選考）された生徒については、次の学園奨学金を受けることができます。
（１）入学金について、奨学生の種類区分に応じ全額免除または半額免除となります。
（２）学園奨学金について、奨学生の種類区分に応じ次の金額を補助します。
ア　時任学園奨学金として、授業料から就学支援金を差し引いた金額。
イ　A奨学生の就学支援金支給決定者には、**ア**に加え諸費の全額。
ウ　文理コースの奨学生には、下宿代・新幹線定期券代の一部補助。

※２　入学後、成績または生活態度等で条件を満たしていないと判断された場合は、学園奨学生の種類区分が変更または取り消されます。なお、奨学生採用（新規・変更）においては、本校内規に従い行われます。

3　就学支援金制度（国）

国から支給される高等学校就学支援金の支給額は、月額 38,100 円（年額 457,200 円）となります。

詳細は文部科学省のＨＰでご確認ください。

※ 日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件によって一部対象外となる場合があります。

4　私立高等学校入学金･授業料軽減費補助制度（県）

父母等保護者（県内在住者）の市町村民税及び道府県民税の所得割が次の要件に該当する場合は、県より授業料及び入学金に対する補助があります。

補助金の区分	補助金の交付対象者		補助額（令和 8 年度） 月額	補助額（令和 8 年度） 年額
授業料補助	1	保護者の市町村民税及び道府県民税の所得割が非課税または均等割りのみの授業料等負担者	4,900 円	58,800 円
	2	児童養護施設等に入所している生徒の授業料等の負担者		
	3	火災または風水害等により生計に重大な支障を生じたと認められる人（全壊（焼））	4,900 円	58,800 円
		火災または風水害等により生計に重大な支障を生じたと認められる人（半壊（焼））	2,475 円	29,700 円
	4	生活保護世帯	4,900 円	58,800 円
	5	家計急変世帯		
入学金補助	入学金を支払った保護者が、上記「授業料軽減補助」要件に該当する場合		―	5,650 円

5　私立高等学校等奨学給付金制度（県）

父母等保護者（県内在住者）の市町村民税及び道府県民税の所得割が次の要件に該当する場合は、県より授業料以外の教育負担を軽減するための給付金があります。

区分	奨学給付金の対象者	給付金額(年額)
鹿児島県奨学給付金	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600 円
	保護者の市町村民税及び道府県民税の所得割が非課税の世帯	152,000 円
	保護者の市町村民税及び道府県民税の所得割の合計額が 105,500 円未満の世帯	50,670 円
	保護者の市町村民税及び道府県民税の所得割の合計額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯	38,000 円